

広島市規則第 7 3 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

広島市認定こども園条例施行規則及び広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市認定こども園条例施行規則及び広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

(広島市認定こども園条例施行規則の一部改正)

第 1 条 広島市認定こども園条例施行規則（平成 2 7 年広島市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「可部南認定こども園」を「阿戸認定こども園以外の園」に改める。

第 8 条の表に次のように加える。

鈴峰園認定こども園	1 6 5 人
-----------	---------

(広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

第 2 条 広島市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和 2 9 年広島市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「（安佐北福祉事務所長以外の所長にあつては、第 1 7 号に掲げる事務を除く。）」を削り、同項第 1 7 号中「可部南認定こども園」を「市立認定こども園（阿戸認定こども園を除く。）」に改め

る。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、
公布の日から施行する。